

資料6

要配慮者利用施設の避難確保計画について

○水防法の改正(H29.6)により、洪水浸水想定区域内の**要配慮者利用施設**について、「**避難確保計画の作成**」及び「**訓練**」が**義務化**されました。

※その後、R3.5の法改正により、「**訓練結果の報告**」も**義務化**

都道府県等

(水防法第14条等)

・河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を**洪水浸水想定区域として指定**

市町村

(水防法第15条)

・**地域防災計画**に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の**要配慮者利用施設を記載**

要配慮者利用施設の管理者等

(水防法第15条の3)

・**避難確保計画の作成、訓練の実施、結果の報告(義務)**
・**自衛水防組織の設置(努力義務)**

避難確保計画

- ・防災体制
- ・避難誘導
- ・施設の体制
- ・防災教育・訓練等

【要配慮者利用施設の
所有者・管理者 作成】

非常災害対策計画や消防計画等を定めている場合は、**既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。**

要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の義務化について 福岡県

○平成29年度改正前の水防法においては、要配慮者利用施設の管理者等には、避難確保計画の作成、これに基づく避難訓練の実施及び自衛水防組織の設置が努力義務として課せられていた。

○平成28年9月の台風10号による豪雨災害では、社会福祉施設が浸水し人的被害が生じるなど、リスクの高い区域に存する要配慮者利用施設における対策の重要性が改めて認識され、これまで努力義務とされていた避難計画の作成等を義務化して、要配慮者利用施設の安全性の向上を図ることとなった。

○また、令和2年7月豪雨災害では、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施していた施設が河川の氾濫によって浸水し、人的被害が生じる事案が発生したことから、令和3年5月の法改正により、要配慮者利用施設の管理者等に市町村長への避難訓練結果の報告が新たに義務付けられた。

管理者等による避難確保計画作成等の義務化

	避難確保計画の策定・報告 (H29法改正)	計画に基づく訓練の実施 (H29法改正)	避難訓練結果の報告 (R3法改正)	自治水防組織の設置
改正前	努力義務	努力義務	—	努力義務
現行水防法	 義務	 義務	 義務	努力義務のまま存置 施設の規模が様々であり、義務化によって過重な負担となるおそれがあるため。

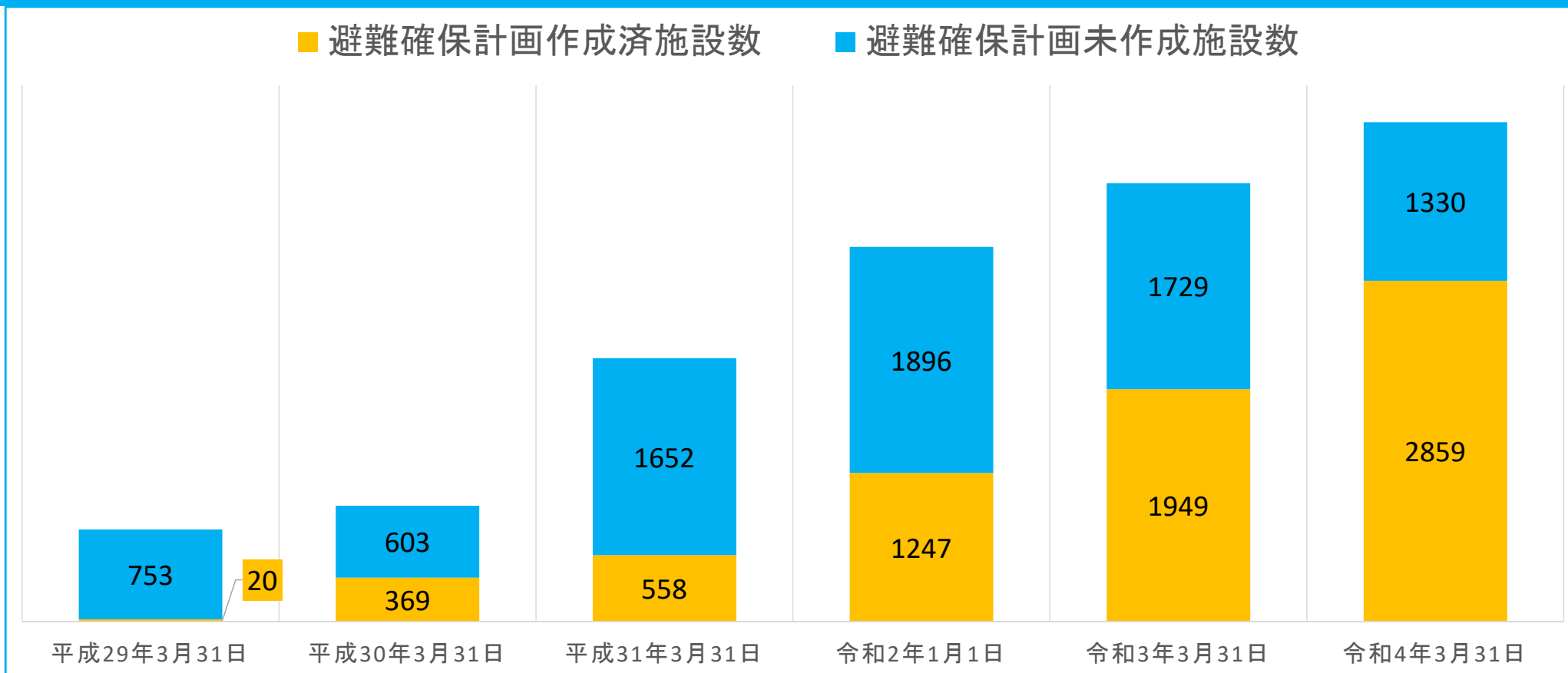
【令和4年3月31日現在での避難確保計画の作成状況(全国)】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設 : 111,954

うち 避難確保計画を作成している要配慮者利用施設 : 92,716

[作成している施設の割合 約83%]

福岡県における要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況



- 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画では、**令和3年度までに対象となる要配慮者利用施設の避難確保計画作成、避難訓練を実施することとなっていた**
- 国においては、計画作成の手引きの他、計画点検用マニュアルや事例集などにより、実効性の高い計画作成を支援
- さらに効果的・効率的な計画作成を進めるために、**令和元年度から本県においても気象台、県、市町村が連携し、講習会プロジェクトを展開中**

○講習会プロジェクトとは・・・

市町村単位で対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、避難確保計画の作成支援のための講習会を展開。

講習会では、気象台、県、市町村が連携し、防災気象情報の活用や水害リスクや計画作成のポイント等を説明し、対象施設の管理者等に避難確保計画の作成方法を身につけていただくことを目指している。

○講習会の講義及び事前準備の役割分担についての例

講義内容	役割分担
開会・閉会のあいさつ、司会	市町村
講習会の開催目的について	県
水害リスクについて	県(河川)
水害リスクについて(高潮)	県(港湾)
土砂災害リスクについて	県(砂防)
気象情報について	気象台
地域における災害時の防災情報の伝達について	市町村
避難確保計画の作成方法について	市町村
今後の予定	市町村

○要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援動画について

・国土交通省のホームページ「要配慮者利用施設の浸水対策」URL

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>